

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令に基づく事業者設定基準および離島供給に係る燃料費調整制度関係事項届出書

沖電送電ネ発第 23 号
平成 28 年 10 月 31 日

経済産業大臣 世 耕 弘 成 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号
沖 縄 電 力 株 式 会 社
代 表 取 締 役 大 嶺 満
社 長

別表に掲げる電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令の規定により、別紙のとおり事業者設定基準および離島供給に係る燃料費調整制度関係事項を定めたので届け出ます。

(別表)

託送供給等約款料金の算定に関する省令	
第 8 条第 3 項	第 8 条第 2 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 9 条第 2 項	第 9 条第 1 項第 2 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第 9 条第 1 項第 5 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 11 条第 2 項	送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準
第 12 条第 2 項	第 12 条第 6 項第 1 号に規定する値に代わるものとして設定した値
第 16 条第 2 項	託送収益，事業者間精算収益及び電灯料（離島供給に係るものに限る，基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島供給に係るものに限る，基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費，送配電関連可変費又は需要家費への配分基準
第 25 条第 3 項	送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
第 29 条第 2 項	離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数
第 29 条第 4 項	離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価

第8条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準

[第8条第3項関係]

1. 設定した基準

		活動帰属基準	配賦基準
消耗品費	NW 事業用電気費用	直課された各部門人員数比 (発電除き)	—
	その他消耗品費	直課された各部門人員数比	
修繕費		各部門業務用建物(自社分) 床面積比	—
賃借料	借地借家料	各部門業務用建物(賃借分) 床面積比	—
	機械賃借料 その他機械賃借料	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	—	直課された各部門賃借料比
委託費	業務機械化関係委託費	直課された各部門人員数比	—
	事業所清掃管理委託費	各部門業務用建物(自社分+ 賃借分)床面積比	—
	事業所警備委託費	各部門業務用建物(自社分 +賃借分)床面積比	—
	その他委託費	—	直課された各部門委託費比
普及開発関係費		—	各部門実績比
建設分担関連費振替額(貸方)		各部門別設備別帳簿価額比	—
株式交付費		各部門別設備別帳簿価額比	—
株式交付費償却		各部門別設備別帳簿価額比	—
社債発行費		各部門別設備別帳簿価額比	
社債発行費償却		各部門別設備別帳簿価額比	

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

基礎原価等項目の内容に応じて、適切な活動帰属基準及び配賦基準を設定することによって、より適確な託送供給約款料金の算定を可能とした。

(別紙)

第9条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準

[第9条第2項関係]

1. 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
役員給与	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
給料手当	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
給料手当振替額（貸方）	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
退職給与金	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
厚生費	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
雑給	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
消耗品費	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
普及開発関係費	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
養成費	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
研究費	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
諸費	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
雑税	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
共有設備費等分担額	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
共有設備費等分担額（貸方）	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
建設分担関連費振替額（貸方）	受電用及び配電用設備の帳簿価額比	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
社債発行費	受電用及び配電用設備の帳簿価額比	
法人税等	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比
電気事業報酬	—	受電用及び配電用設備の帳簿価額比

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

基礎原価等項目の内容に応じて、適切な活動帰属基準および配賦基準を設定することによって、より適確な託送供給約款料金の算定を可能とした。

(別紙)

第9条第1項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準

[第9条第2項関係]

1. 設定した基準

	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物(自社分)床面積比	—

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

基礎原価等項目の内容に応じて、適切な活動帰属基準を設定することによって、より適確な託送供給約款料金の算定を可能とした。

送配電関連固定費又は送配電関連可変費への配分基準

[第 11 条第 2 項関係]

	配 分 基 準
給料手当	送配電関連固定費に整理する。
給料手当振替額(貸方)	送配電関連固定費に整理する。
雑給	送配電関連固定費に整理する。
消耗品費	火力発電費のうちのアンシラリーサービス費は、送配電関連固定費に整理する。 総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、高圧配電費、低圧配電費及び給電費は、送配電関連固定費と送配電関連可変費の割合が一对一となるように整理する。
修繕費	送配電関連固定費に整理する。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
事業者間精算額	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
委託費	送配電関連固定費に整理する。
養成費	送配電関連固定費に整理する。
諸費	送配電関連固定費に整理する。
地帯間購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
地帯間購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く)	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
他社購入送電費	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
建設分担関連費振替額 (貸方)	送配電関連固定費に整理する。

	配 分 基 準
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	送配電関連固定費に整理する。
地帯間販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。
地帯間販売送電料	電力量の多寡によらない料金を送配電関連固定費, 電力量に応じて変動する料金を送配電関連可変費に整理する。

第 12 条第 6 項第 1 号に規定する値に代わるものとして設定した値

[第 12 条第 2 項関係]

1. 設定した値

第 13 条第 2 項第 7 号に掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第 12 条第 2 項の規定により、同条第 6 項第 1 号の割合を、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

設備の差異、費用の発生の原因等を反映することによって、より適確な託送供給約款料金の算定を可能とした。

(別紙)

託送収益，事業者間精算収益及び電灯料（離島供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。）及び電力料（離島供給に係るものに限り，基準託送供給料金に相当する額を除く。）の送配電関連固定費，送配電関連可変費又は需要家費への配分基準

[第 16 条第 2 項関係]

以下の配分基準により，送配電関連固定費および送配電関連可変費へ配分する。

	配 分 基 準
送配電関連固定費	第 11 条の規定により整理された送配電関連固定費及び送配電関連可変費の合計額のうち、同条の規定により整理された送配電関連固定費の占める割合
送配電関連可変費	第 11 条の規定により整理された送配電関連固定費及び送配電関連可変費の合計額のうち、同条の規定により整理された送配電関連可変費の占める割合

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準

[第 25 条第 3 項関係]

基準託送供給料金は送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した以下の基準により設定する。

1. 料金の種類

送配電関連設備の利用形態，使用期間に応じた原価差を考慮して，接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金は標準接続送電サービス，昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえた時間帯別接続送電サービス，自己等への電気の供給において，ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービスおよび低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた電灯定額接続送電サービスを設定する。また，臨時接続送電サービス料金は臨時接続送電サービス，低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。また，高圧で供給する場合および特別高圧で供給する場合における標準接続送電サービスおよび時間帯別接続送電サービスについては，1年間を通じての最大需要電力が夜間時間に発生する場合で，契約者が希望し，かつ，当社との協議が整ったときは，昼間時間と夜間時間の固定費負担格差を考慮し，昼間時間最大電力を上回る部分に応じた割引額を算定し，基本料金及び電力量料金の合計から差し引くこととする。

2. 料金制

基準託送供給料金は基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制，従量料金制および定額制により設定する。

3. 近接性評価

潮流状況改善効果を評価できる地域を，市町村ごとに，当該市町村における発電電力量，需要電力量および流通設備の実態等を踏まえて設定し，発電設備が，当該潮流状況改善効果を評価できる地域に立地する場合は，当社が当該発電設備から受電した電力量（当該発電設備を維持し，および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合の当該電気を除く。）と近接性評価割引単価を基礎に割引額を算定し，接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計から差し引くこととする。また，近接性評価割引単価は，基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ受電電圧ごとに設定する。

(別紙)

離島供給に係る燃料費調整制度における換算係数

[第 29 条第 2 項関係]

離島供給の用に供する燃料ごとの比率を勘案し、以下のとおり換算係数を定める。

	石 油
換 算 係 数	1.0000

離島供給に係る燃料費調整制度における離島基準調整単価

[第 29 条第 4 項関係]

以下のとおり契約種別ごとに離島基準調整単価を定める。

区分および単位	基準調整単価
1. 定額制供給の場合	円
(1) 電灯定額接続送電サービス	
電灯	
10ワットまでの1灯につき	0.089
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	0.176
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	0.352
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	0.528
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	0.881
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	0.881
小型機器	
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.264
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	0.526
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	0.526
(2) 電灯臨時定額接続送電サービス	
1日につき	
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.014
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.014
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.141
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.141
(3) 動力臨時定額接続送電サービス	
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	0.149
2. 従量制供給の場合	
1キロワット時につき	0.023